

申告はもう済みましたか 市県民税・国民健康保険税は 3月15日までに申告しましょう

と き 3月15日（火）まで
9時～11時30分、13時～16時（土曜、日曜を除きます）

と ころ 市役所13階申告会場

お 尋 ね 市役所市民税課（☎24-1111）
駐車場が大変混雑しますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。



**異動シーズンで窓口が混雑します
長く待たずに手続きをするには**

3月中旬から4月中旬にかけて、本市への転入や市外への引っ越しも多くなり、戸籍や住民票の手続きなどで市役所の窓口が混雑できます。
長く待たずに、できるだけスムーズに手続きをするためのいくつかの方法をご紹介します。



長く待たないために

市役所の混み合わない時間帯を選ぶ
週初めは特に混んでいます。週の半ばで、8時30分～10時と、16時以降が比較的すいているようです。

休日・夜間申請受付ボックスを利用する
市役所前、各支所前、島瀬公園前にあり、戸籍や住民票の請求ができます。

請求書と封筒を用意していますので、請求書、手数料分の郵便定額小為替または現金、切手を張った返信用封筒を同封してください。
休日・夜間申請受付ボックスで請求できるのは、本人が同じ戸籍や住民票に記載されている人に限ります。



申告が必要な人

ことし1月1日現在で市内に住んでいた人で

佐世保市国民健康保険の世帯主、平成16年中に収入があつた世帯員、営業、農業、不動産、その他事業などの所得がある人
給与所得者で、給与のほかに年金、営業、農業、不動産、その他事業などの所得がある人
日雇い、パート、アルバイトなどの収入がある人
平成16年中に退職し、再就職していない人
公的年金受給者で、社会保険料、医療費、生命保険料などの所得控除を受ける人や、ほかの所得がある人
市内には住んでいないが
市内に家族がいる人
市内に事務所や事業所、家を持っている人

申告の必要がない人

所得税の確定申告を税務署などで済ませた人
給与所得だけの人で、勤務先から給与支払報告書が、本市に提出されている人
公的年金の収入だけの人で、社会保険料、医療費、生命保険料などの所得控除の必要がない人

最寄りの支所を利用する
市役所と同じように、住所変更や戸籍、住民票の手続きができます。

お出掛け前に確認を

印鑑をお忘れなく
代理で請求するときは、特にご注意ください。

請求する書類	窓口に来る人	
	本人	代理人
戸籍	○印鑑	○本人の印鑑 または委任状 ○代理人の印鑑
住民票	不 要	○本人の印鑑 または委任状

○が必要なもの

戸籍を請求するときは本籍地、筆頭者の確認を
本籍地が佐世保市以外の方は、直接本籍地に請求してください。
また、本籍や筆頭者は正しく記入しましょう。

申告に必要なもの

印鑑、申告書
源泉徴収票（年金、恩給を含む）か給与支払証明書
事業所得の人は、収支内訳書、その他の所得の人は、所得金額が証明されるもの
生命保険料、損害保険料、医療費など各種所得控除のための証明書
領収書
配偶者特別控除を受ける人で、配偶者に収入がある人は、源泉徴収票など配偶者の収入が分かるもの

申告をしないといけない

年金、扶養、医療、幼稚園、公営住宅、奨学金、事業資金の融資などの申請に必要な所得証明や課税証明などが受けられなくなります。

お尋ね
市県民税・国民健康保険税は
市役所市民税課
（☎24-1111）
所得税の確定申告は
佐世保税務署
（☎29196）

小・中学校の2学期制モデル校 平成17年度は26校に

本市では、平成16年度に7小学校、3中学校で2学期制の試行を始めましたが、平成17年度は、18小学校、8中学校に増加します。

2学期制の目的は、学校生活や教育課程を見直し、ゆとりある学習期間を設定して学習の途切れを解消することにより、一人ひとりの子どもに「確かな学力」を身に付けさせ、「豊かな心」をはぐくむことです。

平成16年度モデル校

早岐小、木風小、潮見小、白南風小、庵浦小、俵浦小、柚木小、早岐中、野崎中、柚木中

平成17年度モデル校（増加分）

宮小、花高小、大塔小、黒髪小、日宇小、小佐世保小、祇園小、山手小、烏帽子分校、大野小、皆瀬小、宮中、山澄中、旭中、花園中、大野中

お尋ね 市教育委員会学校教育課（☎24-1111）

メモ
謄本と抄本の違い

戸籍や住民票には、謄本と抄本の二種類があります。
謄本には、同じ戸籍（住民票の場合）は世帯）にある全員が記載されています。抄本とは、その中から一部だけを抜き出した個人の記録のことです。

窓口用申請書手数料（1通）

- ・戸籍謄（抄）本 四百五十円
- ・住民票謄（抄）本 三百円
- ・印鑑登録証 三百円
- ・印鑑登録証明書 三百円
- ・外国人登録済証明書 三百円

お尋ね 市役所戸籍住民課
（☎24-1111）

**引っ越しが決まったら
水道局にも届け出を**

水道の使用開始や中止の届け出は、お早めに。
水道局営業課（☎24-1151）
東部営業所（☎33326）
西部営業所（☎42366）
届け出は、月曜～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時15分にとぞ